

# 論点整理ペーパー及び農薬専門調査会体制（平成 24 年 4 月農薬専門調査会決定）

（食品健康影響評価を実施する部会を指定する農薬）	頁
ホルペット .....	1
農薬専門調査会体制（平成 24 年 4 月農薬専門調査会決定） .....	5

**【参考】**

（部会で ADI が決定し幹事会へ報告する農薬）	
ジカンバ .....	6
イプフェンカルバゾン .....	11
ジフェノコナゾール .....	12
フルフェナセット .....	16
プロパルギット .....	20
（既に食品健康影響評価の結果を有している農薬）	
ピラクロストロビン .....	23
フルベンジアミド .....	24

## ホルペット

諮問理由	化学構造	作用機序	用途	評価資料
<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規登録申請に伴う基準値設定要請</li> <li>・暫定基準</li> </ul>	フタルイミド環を有する	解糖系やTCA回路に含まれている酵素の分子内に存在するSH基、NH <sub>2</sub> 基を不活化する	殺菌剤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農薬抄録</li> <li>・試験成績</li> <li>・JMPR資料</li> <li>・US EPA資料</li> <li>・EFSA資料</li> </ul>

### 【審議の経緯】

1. 第2回農薬専門調査会確認評価第一部会（2006年12月25日）  
 遺伝毒性（マウス発がん性試験で十二指腸に腫瘍、遺伝毒性試験（主に *in vitro* 試験）でいくつかの要請の結果）が懸念され、幹事会で審議されることとされた。  
 （十二指腸細胞のコメットアッセイ試験結果の追加提出）
2. 第21回農薬専門調査会幹事会（2007年6月20日）  
 ADIが設定され、海外評価書から引用した遺伝毒性試験の情報を整理するなど、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。  
 （類似構造体のキャプタンでの投与後短期間の十二指腸組織写真の追加提出（2009年5月））
3. 第56回農薬専門調査会幹事会（2009年10月14日）  
 ADIが設定され、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。
4. 第309回食品安全委員会（2009年11月12日）  
 ウサギの発生毒性試験について、評価書において「後期吸収胚で心血管系の奇形が認められ、小型胎児の発現頻度が対照群より有意に増加した。」とされている一方で「催奇形性は認められなかった」と結論されていることについての説明を付け加えるなど、記載ぶりについて再検討の上、パブリック・コメントの募集を行うこととなった。
5. 第57回農薬専門調査会幹事会（2009年11月13日）  
 食品安全委員会で受けた指摘について確認する過程で、抄録に記載があるが報告書で確認できない所見（小型胎児ほか）等があることが判明したため、厚生労働省に対して抄録の記載について確認依頼が出された。
6. 修正された農薬抄録が提出された。

### 【試験成績の概要】

1. 動物体内運命試験（ラット）：吸収率は少なくとも89%であった。投与後

48 時間で尿及び糞中へ約 95%TAR 以上が排泄され、主要排泄経路は尿中であつた。

2. 動物体内運命試験（ヤギ）：代謝物 C 及び C、E 及び D の混合物が 10%TRR を超えて認められた。
3. 植物体内運命試験（ばれいしょ、ぶどう、アボガド及びキャベツ）：代謝物 B、C 及び D が 10%TRR を超えて認められた。
4. 亜急性及び慢性毒性試験：前胃過角化症（ラット）、十二指腸粘膜過形成（マウス）が認められた。
5. 発がん性試験：マウスの雌雄で胃及び十二指腸に癌が認められた。ホルペットはマウスに発がん性を有し、ラットには発がん性を示さないことから、ラットとマウスを比較して発がん性のメカニズムを確認する試験が実施されたが、解明には至らなかった。
6. 繁殖試験：繁殖能に対する影響は認められなかった。
7. 発生毒性試験：ウサギを用いた発生毒性試験において、水頭症（側脳室拡張）、口蓋裂、胃又は肺の異常が認められたが、パルス投与による再現性試験で再現されなかったことから催奇形性はないと判断された。マウスを用いた発生毒性試験において催奇形性は認められなかった。
8. 遺伝毒性試験：細菌を用いた復帰突然変異試験及びチャイニーズハムスターの卵巣由来（CHO）細胞を用いた *in vitro* 染色体異常試験で、変異原性が認められた。これに対し、*in vitro* のヒトリンパ球を用いた染色体異常試験、チャイニーズハムスター肺由来（CHL）細胞を用いた遺伝子突然変異試験の結果はいずれも陰性であり、また、*in vivo* の試験、すなわちマウスの小核試験、ラットの染色体異常試験マウススポット試験、ラットの優性致死試験試験及びマウス十二指腸陰窩細胞を用いたコメットアッセイの結果が陰性であったことから、*in vitro* で認められた遺伝毒性が生体内で発現するとは考え難く、生体にとって特段問題となる遺伝毒性を示す可能性は低いものと考えられた。

#### 【評価を受ける部会】：評価第三部会

# ホルペット (FOLPET)

残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	Codex	米	豪州	加国	EU	NZ	類型	残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	Codex	米	豪州	加国	EU	NZ	類型
<b>農産物に係る基準値</b>																					
米(玄米)											10	海外							15	10	5
小麦											10	海外							15	10	5
大麦											10	海外							15	10	5
ライ麦											10	海外							15	10	5
とうもろこし											10	海外							15	10	5
そば											10	海外							15	10	5
その他の穀類											10	海外							15	10	5
大豆											5	現行	5								
小豆類																					
えんどう																					
そら豆																					
らっかせい																					
その他の豆類																					
ばれいしょ	0.02	現行	0.02																		
さといも類(やつがしらを含む。)																					
かんしょ																					
やまいも(長いもをいう。)																					
こんにやくいも																					
その他のいも類											30	海外							25		5
てんさい											20	現行	20								
さとうきび											20	海外							25	15	5
だいこん類(ラディッシュを含む。)											20	海外							25	15	5
だいこん類(ラディッシュを含む。)											20	海外							25	15	5
かぶ類の根											20	海外							25	15	5
かぶ類の葉											20	海外							25	15	5
西洋わさび											2	現行	2								
クレソン																					
はくさい																					
キャベツ																					
芽キャベツ																					
ケール																					
こまつな																					
きょうな																					
チンゲンサイ																					
カリフラワー																					
ブロッコリー																					
その他のあぶらな科野菜																					
ごぼう																					
サルシフィー																					
アーティチョーク																					
チコリ																					
エンダイブ																					
しゅんぎく																					
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	2	現行	2																		
その他のきく科野菜																					
たまねぎ	2	現行	2																		
ねぎ(リーキを含む。)	30	海外																			
にんにく	20	海外																			
にら																					
アスパラガス																					
わけぎ																					
その他のゆり科野菜																					
にんじん																					
パースニップ																					
パセリ																					
セロリ	30	海外																			
みつば																					
その他のせり科野菜																					
トマト	3	現行	3																		
ピーマン																					
なす																					
その他のなす科野菜																					
きゅうり(ガーキンを含む。)	2	現行	2																		
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	20	海外																			
しろうり																					
すいか																					
メロン類果実	2	現行	2																		
まくわうり	3	Codex																			
その他のうり科野菜																					
ほうれんそう																					
たけのこ																					
オクラ																					
しょうが																					
未成熟えんどう																					
未成熟いんげん	0.05	海外																			
えだまめ																					
マッシュルーム																					
しいたけ																					
その他のきのこ類																					
その他の野菜																					

# ホルペット(FOLPET)

残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	Codex	米国	豪州	加国	EU	NZ	類型	残留基準値	参考基準国	残留基準	Codex	類型
											畜水産物に係る基準値				
畜水産物に係る基準値															
牛の筋肉											加工食品に係る基準値				
豚の筋肉											ミネラルウォーター類に係る基準値				
その他の陸棲哺乳類の筋肉															
牛の脂肪											ミネラルウォーター類に係る基準値				
豚の脂肪															
その他の陸棲哺乳類の脂肪											ミネラルウォーター類に係る基準値				
牛の肝臓															
豚の肝臓											ミネラルウォーター類に係る基準値				
その他の陸棲哺乳類の肝臓															
牛の腎臓											ミネラルウォーター類に係る基準値				
豚の腎臓															
その他の陸棲哺乳類の腎臓											ミネラルウォーター類に係る基準値				
牛の食用部分															
豚の食用部分											ミネラルウォーター類に係る基準値				
その他の陸棲哺乳類の食用部分															
乳											ミネラルウォーター類に係る基準値				
鶏の筋肉															
その他の家禽の筋肉											ミネラルウォーター類に係る基準値				
鶏の脂肪															
その他の家禽の脂肪											ミネラルウォーター類に係る基準値				
鶏の肝臓															
その他の家禽の肝臓											ミネラルウォーター類に係る基準値				
鶏の腎臓															
その他の家禽の腎臓											ミネラルウォーター類に係る基準値				
鶏の食用部分															
その他の家禽の食用部分											ミネラルウォーター類に係る基準値				
鶏の卵															
その他の家禽の卵											ミネラルウォーター類に係る基準値				
魚介類(さけ目魚類に限る。)															
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)											ミネラルウォーター類に係る基準値				
魚介類(すずき目魚類に限る。)															
魚介類(その他の魚類に限る。)											ミネラルウォーター類に係る基準値				
魚介類(貝類に限る。)															
魚介類(甲殻類に限る。)											ミネラルウォーター類に係る基準値				
その他の魚介類															
はちみつ											ミネラルウォーター類に係る基準値				

## ※留意事項※

※クランベリーは分類内の整合性を考慮。

## ※表の見方※

- ・「残留基準値」の列(太字・黄色背景)にある数値が、現在「食品、添加物等の規格基準(昭和34年12月28日厚生省告示第370号)」において告示されている基準値である。
- ・基準値が空欄の食品については、一律基準値0.01ppmが適用される。
- ・表中の農作物、畜水産物、加工食品の名称は、告示されているものと便宜的に異なる場合がある。
- ・個別の食品がどの分類に属するかの詳細については、別途お示しすることとしているが、該当がない食品(ワカメ等の海藻類や、ワニの肉、プロボリス等のその他食品)については、一律基準値が適用される。
- ・加工食品については、当該加工食品に基準値がある場合、また当該加工食品から派生した加工食品について判断する場合、加工食品の基準が優先して適用される。
- ・なお、加工食品のうち残留基準を設定しないものについては、原則として、残留基準に適合した原材料を用いて製造され又は加工されたものであれば、流通を可能とすることとする。

- ・表中の残留基準値は、平成17年11月29日現在のものであり、今後随時改訂されることがあり得る。
- ・表中の登録保留基準値、国際基準値、海外基準値等は、原則として暫定基準等(最終案)公表時に当方が把握していたものであり、最新の情報とは異なる可能性がある。

# 農薬専門調査会体制(平成24年4月農薬専門調査会決定)

## 幹事会

農薬専門調査会座長、各部会座長、各部会座長代理、座長が指名した者

### 幹事会

納屋 聖人	《座長》		
西川 秋佳	《副座長》		
赤池 昭紀		長野 嘉介	
上路 雅子		本間 正充	
三枝 順三		松本 清司	
永田 清		吉田 緑	

審議結果を幹事会に報告

### 評価第一部会

- 山崎 浩史  
(昭和薬科大教授・動物代謝)
- 上路 雅子《座長》  
(日植防技術顧問・植物代謝)
- 相磯 成敏  
(バイオアッセイ研部長・毒性)
- 赤池 昭紀《副座長》  
(名古屋大教授・神経毒性)
- 津田 修治  
(岩手県環境保健研究センター・毒性)
- 義澤 克彦  
(関西医科大講師・毒性)
- 福井 義浩  
(徳島大教授・生殖)
- 堀本 政夫  
(千葉科学大教授・生殖)
- 若栗 忍  
(秦野研研究員補・遺伝毒性)

### 評価第二部会

- 細川 正清  
(千葉科学大学部長・動物代謝)
- 腰岡 政二  
(日本大教授・植物代謝)
- 泉 啓介  
(徳島大教授・毒性)
- 藤本 成明  
(広島大准教授・毒性)
- 松本 清司《副座長》  
(信州大准教授・毒性)
- 吉田 緑《座長》  
(国衛研室長・毒性)
- 桑形 麻樹子  
(秦野研室長・生殖)
- 根岸 友恵  
(岡山大准教授・遺伝毒性)
- 本間 正充  
(国衛研部長・遺伝毒性)

### 評価第三部会

- 永田 清  
(東北薬科大教授・動物代謝)
- 田村 廣人  
(名城大教授・植物代謝)
- 浅野 哲  
(国際医療福祉大教授・毒性)
- 小野 敦  
(国衛研主任研究官・毒性)
- 三枝 順三《座長》  
(JST技術参事・毒性)
- 納屋 聖人《副座長》  
(産総研主任研究員・生殖)
- 八田 稔久  
(金沢医科大教授・生殖)
- 佐々木 有  
(八戸高専教授・遺伝毒性)
- 増村 健一  
(国衛研主任研究官・遺伝毒性)

### 評価第四部会

- 玉井 郁巳  
(金沢大教授・動物代謝)
- 根本 信雄  
(富山大名誉教授・動物代謝)
- 與語 靖洋  
(農環研研究コーディネータ・植物代謝)
- 川口 博明  
(鹿児島大准教授・毒性)
- 長野 嘉介《副座長》  
(元バイオアッセイ研副所長・毒性)
- 西川 秋佳《座長》  
(国衛研安全性研究センター長・毒性)
- 山手 丈至  
(大阪府立大教授・毒性)
- 代田 真理子  
(麻布大准教授・生殖)
- 森田 健  
(国衛研室長・遺伝毒性)

### 専門参考人

- |                          |                      |                         |
|--------------------------|----------------------|-------------------------|
| ○小澤 正吾<br>(岩手医科大教授・動物代謝) | ○高木 篤也<br>(国衛研室長・毒性) | ○林 真<br>(安評センター長・遺伝毒性)  |
| ○太田 敏博<br>(東京薬科大教授・遺伝毒性) | ○長尾 哲二<br>(近畿大教授・生殖) | ○平塚 明<br>(東京薬科大教授・動物代謝) |

## ジカンバ

諮問理由	化学構造	作用機序	用途	評価資料
<ul style="list-style-type: none"> <li>・インポートトレランス設定</li> <li>・飼料中残留基準値設定</li> <li>・暫定基準</li> </ul>	芳香族カルボン酸系	オーキシン様の植物ホルモン作用により、雑草類を枯死させる	除草剤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農薬抄録</li> <li>・試験成績概要書</li> <li>・試験成績報告書</li> <li>・環境省資料</li> <li>・米国資料</li> <li>・カナダ資料</li> </ul>

### 【審議の経緯】

- ・第7回農薬専門調査会評価第三部会（2011年6月1日）においてADIが設定され、7項目の抄録修正要求事項が出された。
- ・暴露評価対象物質については、
  - ①日本では食用作物への登録がない、
  - ②遺伝子組換え作物のみで検出される代謝物がある、
  - ③作物残渣の飼料への利用実態は各国で異なる、
  - ④米国では作物ごとに定義されているが、あまり現実的ではない、
 ことから、部会のみで結論するのは難しいとされ、暴露評価対象物質の選定については、幹事会に諮ることとされた。
- ・2012年4月に抄録修正要求事項への回答が提出され、評価部会の専門委員により確認了承された。

### 【試験成績の概要】

#### 1. 動物体内運命試験

ジカンバの吸収及び排泄は速やかで、動物種、投与方法及び投与量にかかわらず、主に尿中に未変化体として排泄された。血中濃度は1時間で最大に達した。組織への分布は少なく、消失も速やかであった。尿及び糞中放射能の主要成分は親化合物であり、代謝物として少量のB及びEが認められた。

ジカンバ耐性だいでず（遺伝子組換え作物：ジカンバモノオキシゲナーゼ遺伝子導入）における主要代謝物であるBの吸収及び排泄も速やかで、その大部分が未変化で尿中に排泄され、組織中にはほとんど残留しなかった。

#### 2. 植物体内運命試験

小麦の穀粒では親化合物が16%TRRを占め、代謝物は2%TRR（0.01

mg/kg) 未満であった。茎葉では代謝物 H (C のグルコシド) が 65%TRR 認められた。

だいでずでは、葉及び子実中残留放射能の大部分が親化合物であった。代謝物として B がさや形成初期処理の葉で 17%TRR 検出された。

ジカンバ耐性だいでずにおける主要代謝物は B のグルコシド (J 及び K) であり、J は茎葉で 60~74%TRR、子実で 12~15%TRR 検出された。ジカンバのジカンバ耐性だいでず中における代謝は、土壤中代謝及び他の作物中における代謝と同等であると判断されている。

### 3. 作物残留試験

大麦、だいでず及びジカンバ耐性だいでずを用いて、ジカンバ、代謝物 B、C 及び D を分析対象化合物とした作物残留試験が海外圃場で実施されており、ジカンバの最大残留値は処理 5 日後の大麦 (わら) の 32.6 mg/kg、B は処理 21 日後のジカンバ耐性だいでず (hay) の 134 mg/kg、C は処理 7 日後の大麦 (わら) の 2.06 mg/kg、D は処理 22 日後のジカンバ耐性だいでず (hay) の 7.33 mg/kg であった。

### 4. 急性神経毒性試験/急性遅発性神経毒性試験

急性神経毒性試験で、ラット及びイヌにおいて神経行動学的変化 (取扱い時の筋緊張、歩行異常等) が認められたが、病理組織学的変化はみられなかった。

急性遅発性神経毒性試験で、ニワトリにおいて運動失調の典型的な臨床症状を発現し、最初の毒性症状は起立不能であった。神経組織の病理組織学的検査で長期におよぶ横臥による坐骨神経障害が示唆された。急性遅発性神経毒性は陰性であった。

### 5. 亜急性毒性試験

#### [ジカンバ]

ラット及びイヌで神経行動学的変化 (活動性低下、歩行異常等) が認められたが、病理組織学的変化はみられなかった。その他に、ラットでは肝臓 (重量増加、ALP 増加)、イヌでは血液 (貧血) に影響がみられた。4 週間の回復期間終了後にはほとんどの所見は認められなかった。

#### [代謝物]

代謝物 B、C 及び D の亜急性毒性試験において、親化合物と比較して特に

問題となる毒性は認められなかった。

#### 6. 慢性毒性/発がん性試験

[ジカンバ]

ラット及びイヌを用いた慢性毒性試験で毒性所見は認められなかった。ラット及びマウスで発がん性は認められなかった。

[代謝物]

代謝物 B のラットを用いた慢性毒性/発がん性併合試験においても、一般毒性及び発がん性は認められなかった。

#### 7. 生殖発生毒性試験

ジカンバ及び代謝物 B のいずれにおいても繁殖能に対する影響及び催奇形性は認められなかった。

#### 8. 遺伝毒性試験

ジカンバ、代謝物 B、C 及び D の遺伝毒性試験では、一部の *in vitro* 試験で最高用量のみ又は代謝活性化系非存在下の細胞毒性が認められる高用量域で陽性結果が得られたが、*in vivo* 試験では陰性であった。

# ジカンバ(DICAMBA)

残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	Codex	米	豪州	加国	EU	NZ	類型	残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	Codex	米	豪州	加国	EU	NZ	類型
<b>農産物に係る基準値</b>																					
米(玄米)	0.05	現行	0.05	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	みかん										
小麦	0.5	現行	0.5	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	なつみかん										
大麦	0.5	現行	0.5	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	なつみかんの果皮										
ライ麦	0.1	現行	0.1	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	なつみかんの果実全体										
とうもろこし	0.5	現行	0.5	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	レモン										
そば	0.05	現行	0.05	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)										
その他の穀類	3	現行	3	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	グレープフルーツ										
大豆	0.05	現行	0.05	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	ライム										
小豆類				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	その他のかんきつ類果実										
えんどう				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	りんご										
そら豆				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	日本なし										
らっかせい				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	西洋なし										
その他の豆類				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	マルメロ										
				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	びわ										
ばれいしょ	0.05	現行	0.05	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	もも										
さといも類(やつがしらを含む。)				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	ネクタリン										
かんしょ				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	あんず(アブリコットを含む。)										
やまいも(長いもをいう。)				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	すもも(プルーンを含む。)										
こんにゃくいも				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	うめ										
その他のいも類				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	おうとう(チェリーを含む。)										
てんさい				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	いちご										
さとうきび	0.1	現行	0.1	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	ラズベリー										
				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	ブラックベリー										
だいこん類(ラディッシュを含む。)				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	ブルーベリー										
だいこん類(ラディッシュを含む。)				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	クランベリー										
かぶ類の根				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	ハuckleベリー										
かぶ類の葉				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	その他のベリー類果実										
西洋わさび				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	ぶどう										
クレソン				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	かき										
はくさい				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	バナナ										
キャベツ				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	キウイ										
芽キャベツ				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	パパイヤ										
ケール				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	アボカド										
こまつな				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	パイナップル										
きょうな				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	グアバ										
チンゲンサイ				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	マンゴ										
カリフラワー				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	パッションフルーツ										
ブロッコリー				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	なつめやし										
その他のあぶらな科野菜				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	その他の果実										
こぼろ				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	ひまわりの種子										
サルシフィー				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	ごまの種子										
アーティチョーク				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	べにばなの種子										
チコリ				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	綿実	3	現行	3	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....
エンダイブ				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	なたね										
しゅんぎく				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	その他のオイルシード										
シタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	ぎんなん										
その他のきく科野菜				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	くり										
たまねぎ				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	ペカン										
ねぎ(リーキを含む。)				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	アーモンド										
にんにく				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	くるみ										
にら				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	その他のナッツ類										
アスパラガス	3	現行	3	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	茶										
わけぎ				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	コーヒー豆										
その他のゆり科野菜				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	カカオ豆										
にんじん				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	ホップ										
パースニップ				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	その他のスパイス										
パセリ				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	その他のハーブ										
セロリ				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....											
みつば				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....											
その他のせり科野菜				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....											
トマト				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....											
ピーマン				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....											
なす				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....											
その他のなす科野菜				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....											
きゅうり(ガーキンを含む。)				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....											
かぼちゃ(スカッシュを含む。)				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....											
しろうり				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....											
すいか				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....											
メロン類果実				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....											
まくわうり				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....											
その他のうり科野菜				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....											
ほうれんそう				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....											
たけのこ				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....											
オクラ				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....											
しょうが				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....											
未成熟えんどう				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....											
未成熟いんげん				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....											
えだまめ	10	海外		.....	.....	10	.....	.....	.....	.....	5										
マッシュルーム				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....											
しいたけ				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....											
その他のきのこ類				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....											
その他の野菜				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....											

# ジカンバ(DICAMBA)

残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	Codex	米国	豪州	加国	EU	NZ	類型	残留基準値	参考基準国	残留基準	Codex	類型
畜水産物に係る基準値															
牛の筋肉	0.1	海外			0.2	0.05				5	加工食品に係る基準値				
豚の筋肉	0.1	海外			0.2	0.05			5						
その他の陸棲哺乳類の筋肉	0.1	海外			0.2	0.05			5						
牛の脂肪	0.2	海外			0.2				5	ミネラルウォーター類に係る基準値					
豚の脂肪	0.2	海外			0.2			5							
その他の陸棲哺乳類の脂肪	0.2	海外			0.2			5							
牛の肝臓	0.8	海外			1.5	0.05			5	ミネラルウォーター類に係る基準値					
豚の肝臓	0.8	海外			1.5	0.05		5							
その他の陸棲哺乳類の肝臓	0.8	海外			1.5	0.05		5							
牛の腎臓	0.8	海外			1.5	0.05		5	ミネラルウォーター類に係る基準値						
豚の腎臓	0.8	海外			1.5	0.05		5							
その他の陸棲哺乳類の腎臓	0.8	海外			1.5	0.05		5							
牛の食用部分	0.1	海外			0.2	0.05			5	ミネラルウォーター類に係る基準値					
豚の食用部分	0.1	海外			0.2	0.05		5							
その他の陸棲哺乳類の食用部分	0.1	海外			0.2	0.05		5							
乳	0.2	海外			0.3	0.1			5	ミネラルウォーター類に係る基準値					
鶏の筋肉	0.05	海外				0.05		5							
その他の家禽の筋肉	0.05	海外				0.05		5							
鶏の脂肪	0.05	その他						6-3	ミネラルウォーター類に係る基準値						
その他の家禽の脂肪	0.05	その他					6-3								
鶏の肝臓	0.05	海外				0.05		5	ミネラルウォーター類に係る基準値						
その他の家禽の肝臓	0.05	海外				0.05	5								
鶏の腎臓	0.05	海外				0.05		5	ミネラルウォーター類に係る基準値						
その他の家禽の腎臓	0.05	海外				0.05	5								
鶏の食用部分	0.05	海外				0.05		5	ミネラルウォーター類に係る基準値						
その他の家禽の食用部分	0.05	海外				0.05	5								
鶏の卵	0.05	海外				0.05		5	ミネラルウォーター類に係る基準値						
その他の家禽の卵	0.05	海外				0.05	5								
魚介類(さけ目魚類に限る。)									ミネラルウォーター類に係る基準値						
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)															
魚介類(すずき目魚類に限る。)									ミネラルウォーター類に係る基準値						
魚介類(その他の魚類に限る。)															
魚介類(貝類に限る。)									ミネラルウォーター類に係る基準値						
魚介類(甲殻類に限る。)															
その他の魚介類									ミネラルウォーター類に係る基準値						
はちみつ															

## ※留意事項※

## ※表の見方他※

- ・「残留基準値」の列(太字・黄色背景)にある数値が、現在「食品、添加物等の規格基準(昭和34年12月28日厚生省告示第370号)」において告示されている基準値である。
- ・基準値が空欄の食品については、一律基準値0.01ppmが適用される。
- ・表中の農作物、畜水産物、加工食品の名称は、告示されているものと便宜的に異なる場合がある。
- ・個別の食品がどの分類に属するかの詳細については、別途お示しすることとしているが、該当がない食品(ワカメ等の海藻類や、ワニの肉、プロボリス等のその他食品)については、一律基準値が適用される。
- ・加工食品については、当該加工食品に基準値がある場合、また当該加工食品から派生した加工食品について判断する場合、加工食品の基準が優先して適用される。
- ・なお、加工食品のうち残留基準を設定しないものについては、原則として、残留基準に適合した原材料を用いて製造され又は加工されたものであれば、流通を可能とすることとする。

- ・表中の残留基準値は、平成17年11月29日現在のものであり、今後随時改訂されることがあり得る。
- ・表中の登録保留基準値、国際基準値、海外基準値等は、原則として暫定基準等(最終案)公表時に当方が把握していたものであり、最新の情報とは異なる可能性がある。

## イプフェンカルバゾン

諮問理由	化学構造	作用機序	用途	評価資料
新規申請	トリアゾリノン系	植物体内での脂肪の生合成を阻害する。	除草剤	試験成績報告書抄録

\*本剤は、第15回農薬専門調査会評価第一部会（2012年3月7日）においてADIが設定され、8項目の抄録修正要求事項が出された。2012年7月に回答が提出され、評価部会の専門委員により確認了承された。

### 【試験成績の概要】

#### 1. 動物体内運命試験

$T_{max}$  時にはほとんどの組織、臓器に分布が認められたが、投与168時間後までに減少し、残留性は認められなかった。低用量では尿中、高用量では糞中が主な排泄経路であった。主な代謝物として尿中にはG、B-グルクロン酸抱合体、C、F、K、I及びJが、糞中にはEが検出された。吸収率は、低用量で約88~91%、高用量で約32~40%であった。

#### 2. 植物体内運命試験

本剤処理後の残留物は稲わらに最も高く、可食部である玄米では最も低かった。10%TRR以上認められた代謝物としては、玄米からNが、稲わらからはN、B及びM-グルコース抱合体が検出された。

#### 3. 亜急性、慢性毒性及び発がん性試験

本剤投与による影響は、主に血液（メトヘモグロビン血症、貧血等）、脾臓（髄外造血亢進、うっ血等）、肝臓（小葉中心性肝細胞肥大及び脂肪化等）及び膀胱（粘膜上皮細胞の単細胞壊死及び過形成等）に認められた。

ラット発がん性試験において、膀胱移行上皮乳頭腫及び移行上皮癌の発生頻度が増加したが、メカニズム試験等の結果より、発生機序は遺伝毒性メカニズムとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。

#### 4. 生殖発生毒性試験

繁殖能に対する影響及び催奇形性は認められなかった。

#### 5. 遺伝毒性試験

原体の細菌を用いた復帰突然変異試験、チャイニーズハムスター肺由来のCHL細胞を用いた*in vitro*染色体異常試験、マウスを用いた小核試験及びラットを用いた膀胱におけるコメットアッセイが実施され、試験結果はすべて陰性であった。

## ジフェノコナゾール

諮問理由	化学構造	作用機序	用途	評価資料
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 暫定基準</li> <li>・ インポートトレランス設定の要請</li> <li>・ 適用拡大</li> </ul>	トリアゾール系	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 糸状菌の細胞膜のエルゴステロール合成阻害作用</li> </ul>	殺菌剤	農薬抄録、JMPR 資料、豪州資料、各種試験成績

\*本剤は、第 8 回農薬専門調査会評価第一部会（2011 年 6 月 21 日）で 1 回目の審議が行われ、19 項目の追加資料要求事項が出された。2012 年 7 月に回答が提出され、評価第一部会（2012 年 8 月 3 日）で 2 回目の審議が行われた。

### 【1 回目の審議における議論のポイント】

#### 1. 動物体内運命試験

- ①AUC の雌雄差について説明が求められた。
- ②代謝物の異性体及び異性体比について説明が要求された。
- ③生体内でのアレンオキシドの生成及び生体への影響について考察が要求された。

#### 2. 植物体内運命試験

- ①トリアゾール環及びフェニル環の脱離について考察が要求された。
- ②代謝マップと本文との整合性、代謝物の同定に関するデータの提出が要求された。

#### 3. 亜急性毒性試験

- (1) ラットを用いた 90 日間亜急性毒性試験：  
肝臓の線維化に関する考察が求められた。
- (2) イヌを用いた 90 日間亜急性毒性試験：  
水晶体混濁（白内障）に関する背景データの提出、病理組織学的考察における白内障の病変の程度との関連について再考察が要求された。
- (3) ラットを用いた 90 日間亜急性神経毒性試験：  
網膜変性に関して背景データ及び再考察が要求された。

#### 4. 慢性毒性及び発がん性試験：特段の議論なし。

#### 5. 生殖発生毒性試験

- (1) ラットを用いた発生毒性試験
  - ①胸椎椎体二分及び胸椎椎体片側化骨等について背景データが要求された。
  - ②催奇形性の判断について、他のトリアゾール化合物の事例を含め、催奇形性なしとした根拠を明確にすることが要求された。
- (2) ウサギを用いた発生毒性試験

- ①内臓奇形に関する背景データ及び判断根拠が要求された。
  - ②胎児の低体重について、本剤の薬理効果（殺菌）による腸内細菌叢への影響を含めた考察が要求された。
6. 遺伝毒性試験：特段の議論なし。
7. その他の試験
- (1) イヌを用いた 18 週間白内障確認試験：  
白内障の誘発性について再考察が要求された。
  - (2) 肝における酵素誘導試験：
    - ①肝腫瘍の発生と肝細胞肥大等のメカニズムとの関連性について再考察が要求された。
    - ②PROD 活性の増加と Cyp2B のタンパク質発現量に差があることから、その理由が求められた。

## 【2 回目の審議における議論のポイント】

- (1) 回答を踏まえ評価書案の修正について確認された。
- (2) ラットを用いた 13 週間亜急性毒性試験（追加提出された試験）においては、750 ppm 投与群雄で肝絶対及び比重量増加が認められ、200 ppm 投与群で体重増加抑制が認められた。
- (3) 亜急性毒性試験（ラット）②、慢性毒性試験において、肝臓重量の増加と薬物代謝酵素に起因する変化、肝逸脱酵素の変化等について議論され、肝重量増加等の考え方について幹事会に検討を依頼することとされた。
- (4) 亜急性神経毒性試験（ラット）において 1,500 ppm 投与群雄でみられた「後肢握力低下」について議論され、急性神経毒性試験において「前肢握力低下」が認められていることから、神経毒性ありとされた。
- (5) 発生毒性試験（ラット）において催奇形性はないとされた。
- (6) ニワトリを用いた白内障誘発確認試験（追加提出された試験）では、白内障を誘発することが示された。



# ジフェノコナゾール(DIFENOCNAZOLE)

残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類型	残留基準値	参考基準国	残留基準	C o d e x	類型
畜水産物に係る基準値															
牛の筋肉	0.05	海外			0.05	0.05	0.05			5	加工食品に係る基準値				
豚の筋肉	0.05	海外			0.05	0.05	0.05			5					
その他の陸棲哺乳類の筋肉	0.05	海外			0.05	0.05	0.05			5	ミネラルウォーター類に係る基準値				
牛の脂肪	0.05	海外			0.05					5					
豚の脂肪	0.05	海外			0.05					5					
その他の陸棲哺乳類の脂肪	0.05	海外			0.05					5					
牛の肝臓	0.05	海外			0.05	0.05	0.05			5	ミネラルウォーター類に係る基準値				
豚の肝臓	0.05	海外			0.05	0.05	0.05			5					
その他の陸棲哺乳類の肝臓	0.05	海外			0.05	0.05	0.05			5					
牛の腎臓	0.05	海外			0.05	0.05	0.05			5	ミネラルウォーター類に係る基準値				
豚の腎臓	0.05	海外			0.05	0.05	0.05			5					
その他の陸棲哺乳類の腎臓	0.05	海外			0.05	0.05	0.05			5					
牛の食用部分	0.05	海外			0.05	0.05	0.05			5	ミネラルウォーター類に係る基準値				
豚の食用部分	0.05	海外			0.05	0.05	0.05			5					
その他の陸棲哺乳類の食用部分	0.05	海外			0.05	0.05	0.05			5					
乳	0.01	海外			0.01	0.01	0.01			5	ミネラルウォーター類に係る基準値				
鶏の筋肉	0.05	海外			0.05	0.05	0.05			5					
その他の家禽の筋肉	0.05	海外			0.05	0.05	0.05			5					
鶏の脂肪	0.05	海外			0.05					5	ミネラルウォーター類に係る基準値				
その他の家禽の脂肪	0.05	海外			0.05					5					
鶏の肝臓	0.05	海外			0.05	0.05	0.05			5	ミネラルウォーター類に係る基準値				
その他の家禽の肝臓	0.05	海外			0.05	0.05	0.05			5					
鶏の腎臓	0.05	海外			0.05	0.05	0.05			5	ミネラルウォーター類に係る基準値				
その他の家禽の腎臓	0.05	海外			0.05	0.05	0.05			5					
鶏の食用部分	0.05	海外			0.05	0.05	0.05			5	ミネラルウォーター類に係る基準値				
その他の家禽の食用部分	0.05	海外			0.05	0.05	0.05			5					
鶏の卵	0.05	海外			0.05	0.05	0.05			5	ミネラルウォーター類に係る基準値				
その他の家禽の卵	0.05	海外			0.05	0.05	0.05			5					
魚介類(さけ目魚類に限る。)											ミネラルウォーター類に係る基準値				
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)															
魚介類(すずき目魚類に限る。)											ミネラルウォーター類に係る基準値				
魚介類(その他の魚類に限る。)															
魚介類(貝類に限る。)											ミネラルウォーター類に係る基準値				
魚介類(甲殻類に限る。)															
その他の魚介類											ミネラルウォーター類に係る基準値				
はちみつ															

## ※留意事項※

※茶の分析法は熱湯抽出法による。  
 ※類型6-6は海外の作物残留試験成績等を考慮。

## ※表の見方※

- ・「残留基準値」の列(太字・黄色背景)にある数値が、現在「食品、添加物等の規格基準(昭和34年12月28日厚生省告示第370号)」において告示されている基準値である。
- ・基準値が空欄の食品については、一律基準値0.01ppmが適用される。
- ・表中の農作物、畜水産物、加工食品の名称は、告示されているものと便宜的に異なる場合がある。
- ・個別の食品がどの分類に属するかの詳細については、別途お示しすることとしているが、該当がない食品(ワカメ等の海藻類や、ワニの肉、プロボリス等のその他食品)については、一律基準値が適用される。
- ・加工食品については、当該加工食品に基準値がある場合、また当該加工食品から派生した加工食品について判断する場合、加工食品の基準が優先して適用される。
- ・なお、加工食品のうち残留基準を設定しないものについては、原則として、残留基準に適合した原材料を用いて製造され又は加工されたものであれば、流通を可能とすることとする。

・表中の残留基準値は、平成17年11月29日現在のものであり、今後随時改訂されることがあり得る。  
 ・表中の登録保留基準値、国際基準値、海外基準値等は、原則として暫定基準等(最終案)公表時に当方が把握していたものであり、最新の情報とは異なる可能性がある。

## フルフェナセット

\*第19回旧確認評価第一部会（2008年9月3日）にて評価書評価が行われたが、試験条件等の詳細が不明であったため、必要な資料を入手後に改めて審議することとなった。

\*インポートトレランス設定の要請があり、試験成績を評価書案に追加し、第5回農薬専門調査会評価第一部会（2011年1月21日）で2回目の審議（その他の試験[14.(2)]まで）が行われ、12項目の追加資料要求事項が出された。2012年7月に追加資料要求事項に対する回答が提出された。

諮問理由	化学構造	作用機序	用途
暫定基準 インポートトレランス設定	酸アミド系	脂肪酸生合成阻害	除草剤

### 1 回目審議時の議論のポイント

#### 1. 動物体内運命試験：

農薬抄録中でグルタチオン抱合に使われるグルタチオン枯渇と毒性影響が考察されていること、また、グルクロン酸抱合はラットとヒトでの種差が大きいことから、メカニズムについて、追加資料が要求された。また、1年間慢性毒性試験（イヌ）で血液脳関門を通過し、脳でのグルタチオンの枯渇との関連が示唆されている代謝物Oについて、ラットを用いた運命試験が実施されていたら、提出するよう、追加資料が要求された。

#### 2. 植物体内、土壌中及び水中運命試験：たたき台中の修文が確認された以外に特段の議論はなかった。

#### 3. 中枢神経系への影響について：一般薬理試験及び急性毒性試験の結果から、中枢神経系への影響が疑われるとされ、亜急性毒性試験では明らかな毒性症状が認められたと判断された。

#### 4. 亜急性毒性試験

甲状腺ホルモンの影響についての判断について（ラット及びイヌ）：背景データを示して毒性を否定する場合は、「平均±2SD」を示した上で考察するよう、追加資料が要求された。

米国評価書にのみ記載があり、報告書が提出されていない90日間亜急性毒性試

験（マウス）について、追加資料が要求された。

貧血と血小板増加（イヌ）について、参考文献を示した上で再考察するよう、追加資料が要求された。

5. 慢性毒性及び発がん性試験：

白内障増加（マウス）について、参考文献を示した上で再考察するよう、追加資料が要求された。

6. 遺伝毒性：

代謝物 O の遺伝毒性試験について追加資料が要求された。代謝物 O のグルタチオン抱合が進むことによってグルタチオンが枯渇し、その結果、酸化ストレスが増大し毒性が発現すると考察されていることから、グルタチオン抱合を確認できる試験系での実施が望ましいとされた。

7. 代謝物について：

代謝物 N 及び K について毒性発現への寄与について、追加資料が要求された。

代謝物 O の高濃度での腎排泄はグルタチオン依存経路と考察されていることについて、グルタチオン枯渇の根拠を示した上で再考察するよう追加資料が要求された。

# フルフェナセット (FLUFENACET)

残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	Codex	米	豪州	加国	EU	NZ	類型	残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	Codex	米	豪州	加国	EU	NZ	類型
農産物に係る基準値																					
米(玄米)											みかん										
小麦	1	海外			1					5	なつみかん										
大麦											なつみかんの果皮										
ライ麦											なつみかんの果実全体										
とうもろこし	0.05	海外			0.05					5	レモン										
そば											オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)										
その他の穀類											グリーンフルーツ										
大豆	0.1	海外			0.1					5	ライム										
小豆類											その他のかんきつ類果実										
えんどう											りんご										
そら豆											日本なし										
らっかせい											西洋なし										
その他の豆類											マルメロ										
											びわ										
ばれいしよ											もも										
さといも類(やつがしらを含む。)											ネクタリン										
かんしょ											あんず(アブリコットを含む。)										
やまいも(長いもをいう。)											すもも(プルーンを含む。)										
こんにやくいも											うめ										
その他のいも類											おうとう(チェリーを含む。)										
てんさい											いちご										
さとうきび											ラズベリー										
											ブラックベリー										
だいこん類(ラディッシュを含む。)											ブルーベリー										
だいこん類(ラディッシュを含む。)											クランベリー										
かぶ類の根											ハuckleベリー										
かぶ類の葉											その他のベリー類果実										
西洋わさび																					
クレソン											ぶどう										
はくさい											かき										
キャベツ											バナナ										
芽キャベツ											キウイ										
ケール											パパイヤ										
こまつな											アボカド										
きょうな											パイナップル										
チンゲンサイ											グアバ										
カリフラワー											マンゴ										
ブロッコリー											パッションフルーツ										
その他のあぶらな科野菜											なつめやし										
こぼろ											その他の果実										
サルシフィー																					
アーティチョーク											ひまわりの種子										
チコリ											ごまの種子										
エンダイブ											べにばなの種子										
しゅんぎく											綿実										
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)											なたね										
その他のきく科野菜											その他のオイルシード										
たまねぎ											ぎんなん										
ねぎ(リーキを含む。)											くり										
にんにく											ペカン										
にら											アーモンド										
アスパラガス											くるみ										
わけぎ											その他のナッツ類										
その他のゆり科野菜																					
にんじん											茶										
パースニップ											コーヒー豆										
パセリ											カカオ豆										
セロリ											ホップ										
みつば											その他のスパイス										
その他のせり科野菜											その他のハーブ										
トマト																					
ピーマン																					
なす																					
その他のなす科野菜																					
きゅうり(ガーキンを含む。)																					
かぼちゃ(スカッシュを含む。)																					
しろうり																					
すいか																					
メロン類果実																					
まくわうり																					
その他のうり科野菜																					
ほうれんそう																					
たけのこ																					
オクラ																					
しょうが																					
未成熟えんどう																					
未成熟いんげん																					
えだまめ	0.1	海外			0.1					5											
マッシュルーム																					
しいたけ																					
その他のきのこ類																					
その他の野菜																					

# フルフェナセット(FLUFENACET)

残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	Codex	米国	豪州	加国	EU	NZ	類型	残留基準値	参考基準国	残留基準	Codex	類型
畜水産物に係る基準値															
牛の筋肉	0.05	海外			0.05					5	加工食品に係る基準値				
豚の筋肉	0.05	海外			0.05					5					
その他の陸棲哺乳類の筋肉	0.05	海外			0.05					5	ミネラルウォーター類に係る基準値				
牛の脂肪	0.05	海外			0.05					5					
豚の脂肪	0.05	海外			0.05					5	ミネラルウォーター類に係る基準値				
その他の陸棲哺乳類の脂肪	0.05	海外			0.05					5					
牛の肝臓	0.1	海外			0.1					5	ミネラルウォーター類に係る基準値				
豚の肝臓	0.1	海外			0.1					5					
その他の陸棲哺乳類の肝臓	0.1	海外			0.1					5	ミネラルウォーター類に係る基準値				
牛の腎臓	0.5	海外			0.5					5					
豚の腎臓	0.5	海外			0.5					5	ミネラルウォーター類に係る基準値				
その他の陸棲哺乳類の腎臓	0.5	海外			0.5					5					
牛の食用部分	0.1	海外			0.1					5	ミネラルウォーター類に係る基準値				
豚の食用部分	0.1	海外			0.1					5					
その他の陸棲哺乳類の食用部分	0.1	海外			0.1					5	ミネラルウォーター類に係る基準値				
乳															
鶏の筋肉											ミネラルウォーター類に係る基準値				
その他の家禽の筋肉															
鶏の脂肪											ミネラルウォーター類に係る基準値				
その他の家禽の脂肪															
鶏の肝臓											ミネラルウォーター類に係る基準値				
その他の家禽の肝臓															
鶏の腎臓											ミネラルウォーター類に係る基準値				
その他の家禽の腎臓															
鶏の食用部分											ミネラルウォーター類に係る基準値				
その他の家禽の食用部分															
鶏の卵											ミネラルウォーター類に係る基準値				
その他の家禽の卵															
魚介類(さけ目魚類に限る。)											ミネラルウォーター類に係る基準値				
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)															
魚介類(すずき目魚類に限る。)											ミネラルウォーター類に係る基準値				
魚介類(その他の魚類に限る。)															
魚介類(貝類に限る。)											ミネラルウォーター類に係る基準値				
魚介類(甲殻類に限る。)															
その他の魚介類											ミネラルウォーター類に係る基準値				
はちみつ															

**※留意事項※**

「残留基準値」の列(太字・黄色背景)にある数値が、現在「食品、添加物等の規格基準(昭和34年12月28日厚生省告示第370号)」において告示されている基準値である。

- 基準値が空欄の食品については、一律基準値0.01ppmが適用される。
- 表中の農作物、畜水産物、加工食品の名称は、告示されているものと便宜的に異なる場合がある。
- 個別の食品がどの分類に属するかの詳細については、別途お示しすることとしているが、該当がない食品(ワカメ等の海藻類や、ワニの肉、プロボリス等のその他食品)については、一律基準値が適用される。
- 加工食品については、当該加工食品に基準値がある場合、また当該加工食品から派生した加工食品について判断する場合、加工食品の基準が優先して適用される。
- なお、加工食品のうち残留基準を設定しないものについては、原則として、残留基準に適合した原材料を用いて製造され又は加工されたものであれば、流通を可能とすることとする。

・表中の残留基準値は、平成17年11月29日現在のものであり、今後随時改訂されることがあり得る。

・表中の登録保留基準値、国際基準値、海外基準値等は、原則として暫定基準等(最終案)公表時に当方が把握していたものであり、最新の情報とは異なる可能性がある。

©厚生労働省, 2005. All rights reserved.

## プロパルギット

諮問理由	化学構造	作用機序	用途	評価資料
<ul style="list-style-type: none"> <li>・適用拡大</li> <li>・暫定基準</li> <li>・魚介</li> </ul>	亜硫酸エステル系	ミトコンドリアのATPase阻害及びモノアミン酸化酵素阻害	殺虫剤	農薬抄録、JMPR資料、米国資料及び豪州評価書

第23回確認評価第二部会（2009年5月8日）で1回目の審議が行われ、6項目の追加資料要求事項が出された。2011年12月に追加資料要求事項に対する回答及び魚介類への基準値設定要請が提出された。

### 【前回審議における議論のポイント】

1. 動物体内運命試験：乳牛への投与試験で、投与期間中に乳汁中濃度にピークが認められた点について、考察が要求された。
2. 一般薬理試験：ラットの尿浸透圧の変動の記載について、確認が要求された。
3. 慢性毒性及び発がん性試験：ラットの2年間慢性毒性/発がん性併合試験で認められた空腸未分化肉腫について、その由来を検討するため免疫組織学的検索が要求された。
4. 遺伝毒性試験：プロパルギット原体についての復帰突然変異試験で *Salmonella typhimurium* の TA100 株においてのみ陽性結果が得られていることについて、報告書の確認を含めた考察が要求された。
5. 遺伝毒性試験：代謝物 E、F 及び H について、必要に応じた復帰突然変異試験の実施を含めた遺伝毒性の考察が要求された。
6. その他試験：ラットの空腸細胞増殖試験で肉眼的所見として認められた空腸腫瘍について、組織学的検索を含めた考察が要求された。

プロパルギット (PROPARGITE)

残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	Codex	米	豪州	加国	EU	NZ	類型	残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	Codex	米	豪州	加国	EU	NZ	類型					
<b>農産物に係る基準値</b>											みかん	3	Codex	3	3						5			3	1-1	
米(玄米)											なつみかん															
											なつみかんの外果皮															
小麦											なつみかんの果実全体	3	Codex	3	3							5	3	1-1		
大麦											レモン	3	Codex	3	3	5							5	3	1-1	
ライ麦											オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	3	Codex	3	3	5							5	3	1-1	
とうもろこし	0.1	Codex		0.1	0.1	3				2	グレープフルーツ	3	Codex	3	3	5							5	3	1-1	
そば											ライム	3	Codex	3	3								5	3	1-1	
その他の穀類	5	Codex		5	10					2	その他のかんきつ類果実	3	Codex	3	3								5	3	1-1	
大豆	0.2	Codex		0.2		3				2	りんご	3	Codex	3	3		3	3						3	1-1	
小豆類	0.2	Codex		0.2	0.2	3	5			2	日本なし	5	Codex	3	5		3	2						3	1-1	
えんどう	3	海外				3				5	西洋なし	5	Codex	3	5		3	2						3	1-1	
そら豆	0.2	Codex		0.2		3	5			2	マルメロ	3	登録	3										3	3-1	
らっかせい	0.1	Codex		0.1	0.1					2	びわ	3	登録	3											3	3-1
その他の豆類	0.2	Codex		0.2		3	5			2	もも	4	Codex	3	4		3	7						3	1-1	
ばれいしよ	0.1	Codex		0.1	0.1	3				2	ネクタリン	4	Codex	3	4	4	3	7						3	1-1	
さといも類(やつがしらを含む。)	3	海外				3				5	あんず(アブリコットを含む。)	4	Codex	3	4	3	7							3	1-1	
かんしょ	3	海外				3				5	すもも(プルーンを含む。)	4	Codex	3	4	3	5							3	1-1	
やまいも(長いもをいう。)	3	海外				3				5	うめ	4	Codex	3	4	3								3	1-1	
こんにやくいも	3	海外				3				5	おうとう(チェリーを含む。)	4	Codex	3	4	3								3	1-1	
その他のいも類	3	海外				3				5	いちご	7	Codex	3	7		7	7						3	1-1	
てんさい	3	海外				3				5	ラズベリー	3	登録	3											3	3-1
さとうきび											ブラックベリー	3	登録	3											3	3-1
だいこん類(ラディッシュを含む。)	3	海外				3				5	ブルーベリー	3	登録	3											3	3-1
だいこん類(ラディッシュを含む。)	3	海外				3				5	クランベリー	10	Codex	3	10			5							3	1-1
かぶ類の根	3	海外				3				5	ハuckleベリー	3	登録	3											3	3-1
かぶ類の葉	3	海外				3				5	その他のベリー類果実	3	登録	3			3		0.05					3	3-1	
西洋わさび	3	海外				3				5	ぶどう	7	Codex	3	7	10		7						3	1-1	
クレソン	3	海外				3				5	かき	3	登録	3											4	
はくさい	3	海外				3				5	バナナ	3	登録	3			3								3	1-1
キャベツ	3	海外				3				5	キウイ	3	登録	3											4	
芽キャベツ	3	海外				3				5	パパイヤ	3	登録	3											4	
ケール	3	海外				3				5	アボカド	3	登録	3											4	
こまつな	3	海外				3				5	ハイナッブル	3	登録	3											4	
きょうな	3	海外				3				5	グアバ	3	登録	3											4	
チンゲンサイ	3	海外				3				5	マンゴ	3	登録	3											4	
カリフラワー	3	海外				3				5	パッションフルーツ	3	登録	3			3								3	3-1
ブロッコリー	3	海外				3				5	なつめやし	3	登録	3											4	
その他のあぶらな科野菜	3	海外				3				5	その他の果実	2	Codex	3	2		3								3	1-1
こぼろ	3	海外				3				5	ひまわりの種子	3	登録	3												4
サルシフィー	3	海外				3				5	ごまの種子	3	登録	3												4
アーティチョーク	3	海外				3				5	べにばなの種子	3	登録	3												4
チヨリ	3	海外				3				5	綿実	0.1	Codex	3	0.1	0.1	0.2								1-1	
エンダイブ	3	海外				3				5	なたね	3	登録	3											4	
しゅんぎく	3	海外				3				5	その他のオイルシード	3	登録	3												4
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	3	海外				3				5	ぎんなん	3	登録	3												4
その他のきく科野菜	3	海外				3				5	くり	3	登録	3												4
たまねぎ	3	海外				3				5	ペカン	3	登録	3												4
ねぎ(リーキを含む。)	3	海外				3				5	アーモンド	0.1	Codex	3	0.1	0.1										1-1
にんにく	3	海外				3				5	くるみ	0.1	Codex	3	0.1											1-1
にら	3	海外				3				5	その他のナッツ類	3	登録	3												4
アスパラガス	3	海外				3				5	茶	5	Codex	3	5	10									1-1	
わけぎ	3	海外				3				5	コーヒード															5
その他のゆり科野菜	3	海外				3				5	ホップ	100	Codex	3	100	30	3	30								2
にんじん	3	海外				3				5	その他のスパイス	30	独立													
パースニップ	3	海外				3				5	その他のハーブ	30	独立													
パセリ	3	海外				3				5																
セロリ	3	海外				3				5																
みつば	3	海外				3				5																
その他のせり科野菜	3	海外				3				5																
トマト	2	Codex		2		3				2																
ピーマン	3	海外				3				5																
なす	3	海外				3				5																
その他のなす科野菜	3	海外				3				5																
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5	Codex		0.5		3				2																
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	3	海外				3				5																
しろり	3	海外				3				5																
すいか	3	登録				3				3-1																
メロン類果実	3	登録				3				3-1																
まくわうり	3	登録				3				3-1																
その他のうり科野菜	3	海外				3				5																
ほうれんそう	3	海外				3				5																
たげのこ	3	海外				3				5																
オクラ	3	海外																								

# プロパルギット (PROPARGITE)

残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	Codex	米国	豪州	加国	EU	NZ	類型	残留基準値	参考基準国	残留基準	Codex	類型
<b>畜水産物に係る基準値</b>															
牛の筋肉	0.1	Codex		0.1	0.1					2					
豚の筋肉	0.1	Codex		0.1	0.1					2					
その他の陸棲哺乳類の筋肉	0.1	Codex		0.1	0.1					2					
牛の脂肪	0.1	Codex		0.1	0.1	0.1				2					
豚の脂肪	0.1	Codex		0.1	0.1	0.1				2					
その他の陸棲哺乳類の脂肪	0.1	Codex		0.1	0.1	0.1				2					
牛の肝臓	0.1	Codex		0.1	0.1	0.1				2					
豚の肝臓	0.1	Codex		0.1	0.1	0.1				2					
その他の陸棲哺乳類の肝臓	0.1	Codex		0.1	0.1	0.1				2					
牛の腎臓	0.1	Codex		0.1	0.1	0.1				2					
豚の腎臓	0.1	Codex		0.1	0.1	0.1				2					
その他の陸棲哺乳類の腎臓	0.1	Codex		0.1	0.1	0.1				2					
牛の食用部分	0.1	Codex		0.1	0.1	0.1				2					
豚の食用部分	0.1	Codex		0.1	0.1	0.1				2					
その他の陸棲哺乳類の食用部分	0.1	Codex		0.1	0.1	0.1				2					
乳	0.1	Codex		0.1	0.08	0.1				2					
鶏の筋肉	0.1	Codex		0.1	0.1					2					
その他の家禽の筋肉	0.1	Codex		0.1	0.1					2					
鶏の脂肪	0.1	Codex		0.1	0.1	0.1				2					
その他の家禽の脂肪	0.1	Codex		0.1	0.1	0.1				2					
鶏の肝臓	0.1	Codex		0.1	0.1	0.1				2					
その他の家禽の肝臓	0.1	Codex		0.1	0.1	0.1				2					
鶏の腎臓	0.1	Codex		0.1	0.1	0.1				2					
その他の家禽の腎臓	0.1	Codex		0.1	0.1	0.1				2					
鶏の食用部分	0.1	Codex		0.1	0.1	0.1				2					
その他の家禽の食用部分	0.1	Codex		0.1	0.1	0.1				2					
鶏の卵	0.1	Codex		0.1	0.1	0.1				2					
その他の家禽の卵	0.1	Codex		0.1	0.1	0.1				2					
魚介類(さけ目魚類に限る。)															
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)															
魚介類(すずき目魚類に限る。)															
魚介類(その他の魚類に限る。)															
魚介類(貝類に限る。)															
魚介類(甲殻類に限る。)															
その他の魚介類															
はちみつ															
<b>加工食品に係る基準値</b>															
											0.2	Codex		0.2	2
											0.5	Codex		0.5	2
											0.7	Codex		0.7	2
											0.3	Codex		0.3	2
											0.3	Codex		0.3	2
											0.3	Codex		0.3	2
											0.2	Codex		0.2	2
											1	Codex		1	2
											12	Codex		12	2
											0.2	Codex		0.2	2
<b>ミネラルウォーター類に係る基準値</b>															

**※留意事項※**

別名: BPPS  
 ※カカオ豆はオランダの基準値による。

**※表の見方※**

- 「残留基準値」の列(太字・黄色背景)にある数値が、現在「食品、添加物等の規格基準(昭和34年12月28日厚生省告示第370号)」において告示されている基準値である。
- 基準値が空欄の食品については、一律基準値0.01ppmが適用される。
- 表中の農作物、畜水産物、加工食品の名称は、告示されているものと便宜的に異なる場合がある。
- 個別の食品がどの分類に属するかの詳細については、別途お示しすることとしているが、該当がない食品(ワカメ等の海藻類や、ワニの肉、プロボリス等のその他食品)については、一律基準値が適用される。
- 加工食品については、当該加工食品に基準値がある場合、また当該加工食品から派生した加工食品について判断する場合、加工食品の基準が優先して適用される。
- なお、加工食品のうち残留基準を設定しないものについては、原則として、残留基準に適合した原材料を用いて製造され又は加工されたものであれば、流通を可能とすることとする。

・表中の残留基準値は、平成17年11月29日現在のものであり、今後随時改訂されることがあり得る。  
 ・表中の登録保留基準値、国際基準値、海外基準値等は、原則として暫定基準等(最終案)公表時に当方が把握していたものであり、最新の情報とは異なる可能性がある。

## ピラクロストロビン（第3版）

諮問理由	化学構造	作用機序	用途	評価資料
インポート トレランス 設定 適用拡大	ストロビルリン系	ミトコンドリア内のチトクローム電子伝達系阻害による呼吸阻害	殺菌剤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作物残留試験（国内：トマト、茶等、海外：さとうきび、ブロッコリー等）</li> <li>・発がん性試験（マウス）</li> <li>・遺伝毒性試験（代謝物）</li> </ul>

### 【事務局における気づきの点など（追加試験）】

1. インポートトレランス設定及び適用拡大に係る諮問による第3版の審議。
2. 国内及び国外で実施された作物残留試験における最大残留値が算出された。
3. 発がん性及び遺伝毒性は認められなかった。

以上より、暴露評価対象物質及びADIの変更はないと思われる。

## フルベンジアミド（第4版）

諮問理由	化学構造	作用機序	用途	追加資料
<ul style="list-style-type: none"> <li>・適用拡大</li> <li>・インポート</li> </ul> トレランス申請	ヨウ化フタルアミド基を有する	筋肉細胞小胞体のカルシウムイオンチャンネルに作用し、体収縮症状をもたらす	殺虫剤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・植物体内運命試験（水稻、とうもろこし）</li> <li>・急性神経毒性試験（ラット）</li> <li>・遺伝毒性試験（V79細胞を用いた遺伝子突然変異試験、マウスを用いた小核試験）</li> <li>・マウスの周産期投与による眼発達への影響に関する試験</li> <li>・免疫毒性試験（ラット）</li> <li>・国内作物残留試験（とうもろこし、そば等）</li> <li>・海外作物残留試験（アーモンド及びペカン）</li> </ul>

### 【事務局における気づきの点など（追加試験）】

1. 適用拡大（とうもろこし、そば等）及びインポートトレランス設定（ナッツ類）の要請に係る諮問による第4版の審議。
2. 水稻及びとうもろこしを用いた植物体内運命試験の結果、可食部への移行は少なかった。
3. ラットを用いた免疫毒性試験の結果、高用量投与群の雌雄で CD45<sup>total</sup> 及び CD45<sup>high</sup> 陽性脾臓細胞数の低下とそれに関連した CD45<sup>low</sup> 陽性脾臓細胞数の増加が認められ、同群雌では IgA 減少が認められた。
4. 神経毒性及び遺伝毒性は認められなかった。

以上より、暴露評価対象物質及び ADI の変更はないと思われる。